

○石川県警察職員の呼称に関する訓令

〔 昭 和 3 0 年 6 月 2 2 日 〕
〔 石 川 県 警 察 本 部 訓 令 第 1 8 号 〕

最終改正 平成19年3月29日警察本部訓令第10号

〔石川県警察職員の呼称に関する規程〕を次のように定める。

石川県警察職員の呼称に関する訓令

第1条 この訓令は、石川県警察職員の呼称について定めることを目的とする。

第2条 地方警察職員たる警察官の階級別の呼称は、警察法第62条に規定する階級に、それぞれ「石川県」を冠する。

2 巡査長たる巡査は、巡査長石川県巡査と称する。

第3条 警察官以外の警察職員の呼称区分は、石川県警察の組織等に関する規則（昭和41年石川県公安委員会規則第4号）及び石川県警察の組織等に関する訓令（昭和41年石川県警察本部訓令第3号）に定める主任以上の職にある者については、その職名を呼称し、係に相当する職にある者については、職務の内容により次のとおり呼称する。

職	職 務 内 容
主 事 少 年 警 察 補 導 員 交 通 巡 視 員 庁 務 員	主 事 務 に 少 年 の 補 導 交 通 の 指 導 取 締 り 庁 務
技 師	主 に 技 術

附 則

この訓令は、昭和30年7月1日から施行する。

附 則（昭和35年6月28日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和35年7月1日から施行する。

附 則（昭和38年3月18日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和38年3月18日から施行する。

附 則（昭和42年7月1日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則（昭和47年1月1日警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則（昭和52年6月1日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和52年6月1日から施行する。

附 則（平成11年2月1日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。